

隨想

歴史を生きる



愛知大学短期大学部教授 佐々木 享



私たちが生きてきた二〇世紀前半は、先進資本主義諸国からみれば帝国主義諸国の戦争と植民地收奪に明け暮れ、多くの民族からみれば前世紀から続いた抑圧の歴史であった。しかし第二次世界大戦が終息した二〇世紀後半には、旧植民地従属国の位置におかれた多数の諸国民・諸民族が独立し、地球上に諸国民の平和がもたらされた。

こうした中で日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の災禍が起こることのないやうにすることを決意し」（前文）、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」（第九条）と誓った。世界史上に例のないこの理想の実現は、教育基本法前文にいうように、「根本において教育の力にまつべきものである。」

ところで私はつい先頃、新学制発足期の状況調査のために某県立工業高校を訪れた。有益な種々の資料を見せていただいた際、昭和一八（一九四三）年に工業学校に入学した生徒たちの学籍簿に「昭和二〇年八月七日豊川海軍工廠で戦死」と黒々と書き込まれた文字が目を射た。豊川海軍工廠がアメリカ軍の激しい空爆にあり、ここに動員されていて倒れた膨大な学徒の中にこの学校の生徒たちが含

まれていたのだ。私より一学年上の人たちで、生きていれば新制高校第一期生として四九年三月に卒業したはずだったのに、いまの中学三年生になつたばかりの若さで亡くなつたのだ。戦争の犠牲者が遠く戦場に送られた兵士たちばかりでなかつことはいうまでもない。私たちは、憲法・教育基本法がこうした数千万の尊い命を犠牲にしてかちとられたものであることを忘ることはできない。

この原稿を書いている二〇〇一年十一月に文部科学大臣は中央教育審議会に教育基本法改正を諮問した。教育基本法改正は憲法改正への前段階である。私たちはこの歴史の渦中に生きていることを肝に銘じ、教育基本法改正の企図に反対しなくてはならない。

（ささき すすむ）

一九三二年生まれ。一九四七年長野県諏訪中学校中退。長野県岡谷工業高校定期制機械科卒。東京都立大学卒業後、公立中学校・高校教員、名古屋大学教授等を経て現在に至る。技術教育研究会常任委員。日高教・高校教育研究会会員。